

実施主体：長野県飯田市

委託先：NPO法人 中国帰国者等のための介護・福祉の会ニイハオ

- セーフティネット支援対策等補助金による
飯田市からNPO法人「ニイハオ」への委託事業 平成23年度 約173万円
- ◆ 日本語教育支援事業(日本語教室): 高齢者向け(4ヶ所)・一般向け(1ヶ所)
 - ◆ 地域支援ネットワーク事業: 地域での交流会、音楽会等の開催
 - ◆ 自立支援通訳等派遣事業: 地域生活における通訳派遣、生活相談事業の実施

【NPO法人の創設経緯等】

- ◆ 平16. 2 NPO法人創設
- ◆ 平17. 10 指定居宅サービス事業者
- ◆ 平17. 11 宅老所開設、通所介護サービス開始

小規模通所介護サービス

宅老所「ふれあい街道 ニイハオ」の設置

中国帰国者や地域の高齢者の方々の
介護サービスへのニーズに対応した宅老所

設立経緯

飯田下伊那地域は、旧満州への開拓団を日本で一番多く送出した地域であり、その当時に幼少時代を過ごした方々も高齢になり、帰国後も言葉の壁に阻まれ、満足な介護・医療を受けられないのが現状。

このため、中国帰国者等の方々や地域の方々のよりどころとして宅老所を設立。

事業内容・目標

行政や関係機関と連携し、
交流支援の場を提供従事者: 生活相談員、看護職員、
機能訓練指導員

23年度年間利用見込者数
延べ3,120(人・日)回
(うち、帰国者 870(人・日)回(27.9%))

中国帰国者及び地域の高齢者へ生活情報・サービスを提供するとともに、いろいろな講座や教室の開催を通じて、交流やコミュニケーションの輪が広がり、生き甲斐が持て、生きる力が湧き出てくるような場を目指す。

施設概要

木造二階建ての民家を改装し、バリアフリー化・延べ135㎡

機能訓練室兼食堂、台所、浴室、相談室
多目的トイレ、交流室、静養室 等

- ◆ 施設形態 宅老所(介護保険・保険外対応の通所介護施設)
- ◆ 定 員 13名
- ◆ 利用日・時間 月曜日～土曜日の午前8:30～午後6:00

- ◆ 送 迎 有り
- ◆ サービス内容 食事・入浴・レクレーションの他、機能回復訓練、生活相談等を実施

長野県飯田市における 宅老所「ふれあい街道 ニイハオ」での介護事業等の取組事例（参考）

【厚労省作成資料】

ニイハオ外観



食事風景



宅老所内の様子



交流会にて



「宅老所ふれあい街道ニイハオ」
利用者状況（平成23年11月）

	年齢	性別	生活状況	
1	76	女	中国帰国者	平均年齢 76歳
2	82	男	中国帰国者	
3	77	女	中国帰国者	
4	81	女	中国帰国者	
5	78	女	中国帰国者	
6	74	女	中国帰国者	
7	78	女	中国帰国者	
8	70	男	中国帰国者の夫	
9	74	女	中国帰国者	
10	74	男	中国帰国者	
11	79	女	中国帰国者	
12	78	女	中国帰国者	
13	72	女	中国帰国者	
14	85	男	中国帰国者の夫	
15	58	男	中国帰国者の息子	
16	81	女	一般	
17	85	女	一般	
18	88	女	一般	
19	77	男	一般	
20	59	男	一般	
21	93	女	一般	
22	85	女	一般	
23	86	女	一般	
24	80	女	一般	
25	86	女	一般	
26	87	女	一般	
27	85	女	一般	
28	81	女	一般	
29	86	女	一般	
30	77	女	一般	
31	88	女	一般	
32	87	女	一般	
33	82	女	一般	

第5 中国残留邦人等に対する一時金の時効失権防止について

< 1 中国残留邦人等に対する一時金の時効失権防止対策のポイント >

○ 現 状

中国残留邦人等に対する満額の老齢基礎年金等の支給のための一時金の支給については、権利を取得した日から5年経過すると申請ができなくなり、平成20年1月1日の改正支援法施行時に権利を取得した者の申請期間は、今年の年末（平成24年12月31日）までとなっている。

○ 厚生労働省の取組み

厚生労働省では、平成23年度より、戸籍による一時金支給対象者の追跡調査やポスター・リーフレットの作成、関係自治体の協力のもと支援・相談員を活用した申請指導など、時効失権防止対策を講じている。

平成24年度には、上記に加え、新聞広告により幅広く周知を行う予定である。

○ 依頼事項

各自治体もポスターの掲示、リーフレットの配布や広報誌への掲載等について、管内の市区町村及び関係団体へ周知をお願いしたい（平成23年11月26日付事務連絡にて協力依頼済）。

また、上記以外にも効果的な周知方法があれば、自治体独自に時効失権防止対策を実施していただきたい。

○ 時効により失権の可能性のある者とは？

- 平成20年に通知した一時金対象者名簿のうち、住所不明者
 - 主に昭和30年代から50年代に国の支援を受けず、自費で帰国した者など、現在、国や自治体では把握できない者。
- これらの者が時効失権とならず、申請に結びつくよう今後とも周知願いたい。

○ 留意点

広報活動を進めている中で、既に一時金の申請を行い、老齢基礎年金等を受給している方から「別の制度として一時金が受給できるとの勘違い」や「中国残留邦人等の子から自分も一時金申請が可能か」などの照会が多く寄せられており、各自治体へも同様の照会が寄せられている。日本人としての戸籍状況など複雑なケースについては、当方まで照会するよう指導願いたい。

< 2 時効失権防止対策の取組事例 >

取組み事例

○ 秋田県

- ・ポスターの掲示、リーフレットの配布
- ・ホームページ掲載
- ・関係機関への協力依頼
- ・広報誌への掲載（平成24年度に予定）
※広報誌への掲載は、紙面ではなく、地上デジタル放送のデータ放送を利用した広報を予定。

○ 愛知県

- ・関係機関への協力依頼
- (1) 県主催の平成23年度中国残留邦人等地域生活支援研修会での周知
日 時：平成23年10月18日（火）
対象者：支援・相談員、自立支援通訳、実施機関担当者等
周知内容：全国担当者会議（23. 6. 8開催）資料の該当部分を配付し、説明。
- (2) 関係者へのポスター、リーフレットの配付及び協力依頼
市町村及び県の関係機関に加え、身元引受人、県が委嘱する支援・相談員にも協力依頼。
- ・県ホームページの掲載

○ 兵庫県

- ・県内各市町（指定都市・中核市を除く）等宛にポスター、リーフレットを送付し、併せて、①配布・周知、②広報誌への掲載、③照会・相談に対する対応、を依頼。
- ・管内日本語教室・交流事業の実施時における回覧依頼。
- ・県庁内の一般来庁者の目に付く掲示板等にポスターを掲出。
- ・近畿府県合同の医療通訳研修会（支援・相談員、自立支援通訳等、約40名参加）において、失権防止への協力を呼びかけ。
- ・県広報誌への掲載依頼中。

○ 徳島県

- ・平成23年12月16日、県民サービスセンター（徳島県庁内）にポスターの掲示とリーフレット（日本語版・中国語版両方）の配置を依頼（掲示期間平成24年12月28日まで）。
- ・平成23年12月20日、県内の生活保護担当ケースワーカー研修会の席上で、ポスターとリーフレットを配布し、周知を依頼。
- ・平成23年12月20日、県内の支援・相談員（2名）にリーフレットを送付し、情報収集を依頼。
- ・県ホームページに掲載予定。
- ・県内各市町村の援護担当課及び住民（登録）課にポスターとリーフレットを送付し、周知を依頼する予定。

○ 福岡県

- ・ポスター、リーフレットを各市町村、県の関係機関（県庁玄関掲示板や情報公開窓口等に掲示）、県の関係団体、支援・相談員等に配付。
- ・各市町村長には市報等に広報依頼。
- ・全戸配布広報誌の3月号の掲載と1月26日にラジオ放送を実施
- ・担当課に県の広報媒体への（全戸配布広報紙、新聞定期広告、テレビ、ラジオ、メールマガジン）の掲載を依頼中。

広報誌掲載事例

○ 秋田市（広報あきた平成24年1月20日号 9ページ）

永住帰国した60歳以上の中国残留邦人・樺太残留邦人で、一定の要件を満たすかたに老齢基礎年金を満額支給します。まだ申請が済んでいないかたは、厚生労働省中国孤児等対策室へお問い合わせを。☎03-5253-1111（内線3468）※中国語で対応可。

○ 高松市（広報たかまつ平成24年2月1日号 15ページ）

永住帰国した中国残留邦人・樺太残留邦人の皆さんへ

一定の要件に当てはまる60歳以上の中国残留邦人などの人々に、満額の老齢基礎年金を支給する制度があります。平成20年1月1日時点で一定の要件に当てはまる人は、平成24年12月31日が申請の締め切りとなります。まだ申請が済んでない人は、厚生労働省中国孤児等対策室（☎03-5253-1111内線3468）へお問い合わせください。※中国語で対応可。

生活福祉課相談支援係（☎839-2343）

○ 明石市（広報あかし平成24年1月1日号 7ページ）

永住帰国した中国残留邦人・樺太残留邦人の老齢基礎年金

一定の要件にあてはまる60歳以上の中国残留邦人等に、満額の老齢基礎年金を支給申請締め切り／平成24年12月31日 詳細は、厚生労働省中国孤児等対策室（☎03-5253-1111 内線3468）へ問い合わせを（中国語対応可）

その他 各自治体の取組み事例

- ポスターの掲示、リーフレットの配布、広報誌への掲載、ホームページ掲載、関係機関への協力依頼を実施した自治体（今後の予定または計画を含む）

青森県、茨城県、東京都、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、香川県、愛媛県、熊本県、
尼崎市、大分市

※ 1月末現在で厚生労働省が把握したもの

第6 遺骨帰還等慰霊事業について

(1) 遺骨帰還事業

ア 南方地域等での遺骨帰還事業

平成24年度の南方地域等への遺骨帰還等事業については、①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島、④インドネシア、⑤パラオ諸島、⑥ミャンマー、⑦沖縄、⑧硫黄島、⑨モンゴル（ノモンハン）の9地域を計画している。

その他、確度の高い情報等が得られた場合には、緊急的な派遣を実施することになっている。

◎ 海外未送還遺骨の情報収集事業

遺骨帰還事業は、戦友の方々や現地政府等から提供された情報に基づき実施してきたが、戦後60年以上が経過し、特に南方地域等で遺骨情報が減少してきているなどの事情がある。そのため、現地の事情に詳しい民間団体等の協力を得て集中的な情報収集を実施しており、平成24年度は、①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島、④インドネシアでの実施を計画している。

◎ フィリピンでの遺骨帰還事業

フィリピンでの遺骨帰還事業については、一部に比人の遺骨が含まれているのではないかと報道を受け、事実関係を含め検証を行い、昨年10月に結果を公表した。

現在、事業を一時中断しており、今後、事業の見直しを踏まえた覚書をフィリピン政府との間で締結した後、事業を再開することになっている。

◎ 硫黄島での遺骨帰還事業

硫黄島での遺骨帰還事業については、菅前内閣総理大臣の指示により、平成22年8月に「硫黄島からの遺骨帰還のための特命チーム」が設置され、政府一体となって遺骨帰還を実施することとされた。米国での資料調査の結果を踏まえ、渡島手段を含めた自衛隊の協力の下、遺族、ボランティアの参加を得て、

遺骨の収容を実施した結果、近年例にない多数の遺骨を収容した。

平成23年度からは、「平和を祈念するための硫黄島特別対策事業」として、硫黄島からの遺骨帰還の取組を強化しており、昨年11月に決定された「硫黄島からの遺骨帰還プラン」に基づき、平成24年度も同様に重点的に取り組むことにしている。

イ ソ連抑留中死亡者の遺骨帰還等事業

平成3年度から遺骨帰還事業を開始し、平成23年12月末までに17,589柱の遺骨を送還した。平成24年度のロシア連邦等への遺骨帰還等事業については、①ハバロフスク地方、②ザバイカル地方、③沿海地方、④イルクーツク州、⑤クラスノヤルスク地方、⑥ブリヤート共和国、⑦カザフスタン共和国の7地域を計画している。

◎ 民間団体等を活用した埋葬地調査

平成24年度からは、現在保有している情報のみでは情報が不足しているため、埋葬地調査を実施できなかった埋葬地について、ロシア政府関係機関を活用し、ロシア国内での情報収集を行うことにしている。また、抑留者から聞き取り等で入手した埋葬地情報について、国内の民間団体等の協力を得て、有識者を活用し、国内外で情報収集を行うことにしている。

※ 各都道府県は、仮に遺族、団体、協力者等から、埋葬地などの情報が得られたときは速やかに、援護企画課外事室まで連絡するようお願いしたい。

(2) 慰霊巡拝事業

遺骨帰還事業を補完し、旧主要戦域での戦没者を慰霊するため、遺族が戦没地や海外戦没者慰霊碑を訪れて、政府主催の現地追悼式を実施している。

ア 南方地域等での慰霊巡拝事業

旧主要戦域での戦没者の遺族を対象として実施しており、平成24年度は、①フィリピン、②東部ニューギニア、③中国、④マーシャル・ギルバート諸島、⑤マリアナ諸島、⑥トラック諸島、⑦北ボルネオ、⑧硫黄島の8地域で実施を計画している。

◎ 硫黄島での慰霊巡拝事業

平成23年度からは、「平和を祈念するための硫黄島特別対策事業」として、遺族がより参加しやすいよう実施回数3回、延べ300人の実施体制を組んでおり、平成24年度も継続して実施することになっている。

イ 旧ソ連地域での慰霊巡拝事業

平成15年度からロシア連邦等の各地方・州ごとに広く遺族の参加を募っている。平成24年度は、①ハバロフスク地方、②沿海地方、③ザバイカル地方、④イルクーツク州の4地域での実施を計画している。

ウ 参加遺族の募集

慰霊巡拝事業を実施する際の参加遺族の募集に当たっては、各都道府県から参加遺族の推薦をお願いしたい。なお、参加遺族の募集に当たっては、既に各都道府県援護主管課宛の事務連絡により、実施予定地域毎の実施時期、派遣予定人員をお知らせしたところである。

また、平成24年度からは、都道府県からの要望を踏まえ、弾力的運用として、応募人員が募集人員を下回った場合、自費参加を了承する場合に限り、甥・姪の参加も認めることにした。ついては、都道府県及び市区町村の広報誌等への掲載等、広く周知を図っていただくよう協力願いたい。

(3) 慰霊碑に関する事業

ア 慰霊碑の維持管理等事業

旧主要戦域ごとに中心となるべき地（硫黄島及び海外14か所）に建立した戦没者慰霊碑について適切な維持管理等を行っている。平成24年度は、経年により劣化が見受けられるミャンマーの「ビルマ平和祈念碑」とインドネシアの「第二次世界大戦の碑」について、補修工事を行うことにしている。

また、主に旧ソ連地域で遺骨収容を実施することができない地域に小規模慰霊碑を建立している。平成24年度は、アムール州とザバイカル地方の2か所に建立することになっている。

イ 海外民間建立慰霊碑等整理事業

民間団体等が海外に建立した日本人戦没者の慰霊碑等のうち、維持管理が不良なものについて、建立者の特定、維持管理の指導を行う。また、必要に応じ、整理事業を実施することになっている。

第7 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について

(1) DNA鑑定

戦没者遺骨のDNA鑑定は、主に旧ソ連地域の埋葬地等で発見された遺骨を対象とし、当局保管の死亡者名簿等から推定される関係遺族に「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を送付し、遺族の申請に基づき実施している。

平成11年度から平成22年度までに帰還した遺骨のうち、平成24年1月末までに推定ができた関係遺族約8,400人にお知らせを送付し、約1,700人から申請があった。鑑定の結果、832柱の遺骨の身元が特定し、順次遺族に返還している。

平成23年度に帰還した遺骨についても、推定される関係遺族に対して「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を平成24年度内に送付する予定である。

【参考】

平成15年3月に取りまとめられた「戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会報告書」を踏まえ、①死亡者名簿等の記録資料から戦没者及び遺族を推定でき、②遺族から適切な検体が提供され、③遺骨から鑑定に有効なDNAが抽出できる場合には、希望する遺族に対して全額国庫負担でDNA鑑定を実施している。

(2) 遺骨及び遺留品の伝達

DNA鑑定により身元が特定された遺骨や、遺留品調査により所有者が特定された遺留品は、遺族が居住する都道府県から伝達していただいている。なお、遺留品について、平成24年度より厚生労働省のホームページを活用した遺留品調査を行うことにしている。

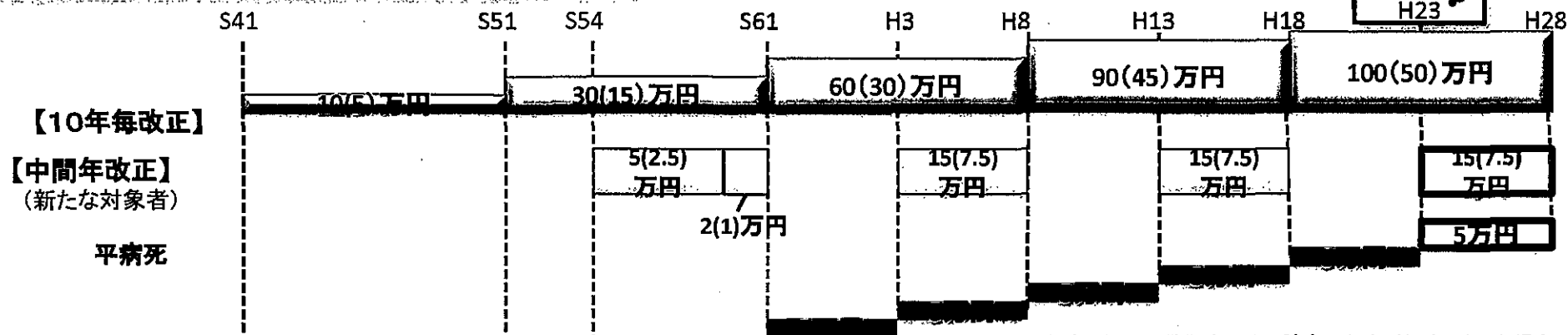
地方自治法附則第10条の規定に基づき、厚生労働省では、各都道府県職員が遺骨等を受領するため、「旧軍関係調査事務等委託費」を計上し、予算措置を行っている。ただし、伝達数が複数ある場合や都道府県側の日程調整が困難な場合には、厚生労働省職員が都道府県までお持ちするなど、弾力的に対応するので、相談願いたい。

なお、都道府県庁において記者発表される場合は、その旨当方でも記者発表を行うので、遺族への伝達7日前までに事前に連絡願いたい。

第8 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の請求促進等について

特給法改正 — 平成23年10月1日より施行 —

今回の改正



(注) 括弧内は、戦傷病者等の障害の程度が軽症であった場合の金額

現 状

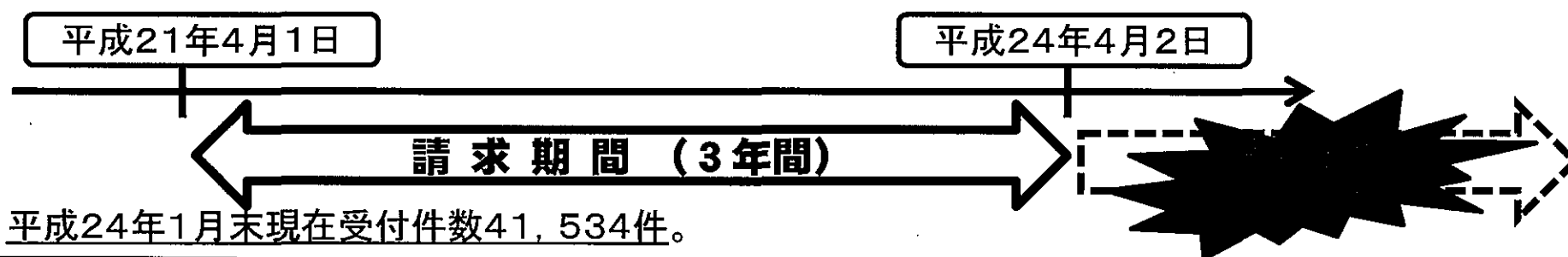
- 平成23年10月に厚生労働省から恩給等受給者リストに掲載された者に個別請求案内を実施。
→新たな取組として、事前に確認できる事項を予め印字した請求書を同封。
→厚生労働省からの個別請求案内の不達者に係る新住所について、該当する都道府県に対し調査依頼中。
- 平成23年10月1日から受付を開始した戦傷病者等の妻に対する特別給付金については、**請求期間は3年間(平成26年9月30日まで)**。平成24年1月末現在受付件数は4,214件。

- 都道府県でも、厚生労働省からの個別請求案内実施後のフォローアップ—市区町村と連携して、恩給等受給者リストに掲載された者のうち未請求の者に対する、郵送又は電話による個別請求案内の実施—をお願いしたい。
- 都道府県には、対象となる者が高齢であること、国債の第1回目の償還日が今年4月15日に予定されていることから、**早期事務処理をお願いしたい。**

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金に係る時効失権防止について

現 状

- 平成21年4月1日から受付を開始した戦没者等の遺族に対する特別弔慰金については、請求期間は3年間(平成24年4月2日まで)。あと約1ヶ月で受給権が時効消滅！！



- 平成24年1月末現在受付件数41,534件。

依頼事項

- 平成23年度は請求期間の最終年度であり、受給権者と思われる遺族で未請求の者に対し、是非、個別の制度案内を行っていただきたい。



- 効果的と考えられる時効失権防止対策の取組事例を参考にされたい。

【具体例】 手紙や電話連絡だけでなく、直接住居訪問を行った、ポスターを町内会の掲示板等の住民に触れ易い場所に提示など。

- 国で、ポスター等を作成し送付しているので、都道府県でご活用いただくとともに、各都道府県でも、自治体の広報紙等を活用した広報活動について、なお一層努力していただきたい。

効果的と考えられる時効失権防止対策の取組事例

○ 都道府県が行った時効失権防止対策のうち、効果的と考えられる取組事例について、次のとおり簡潔にまとめましたので今後の執務の参考にされるよう情報提供します。

項 目	効果的と考えられる取組事例
多様な広報媒体の活用	○<u>広報紙への掲載を定期的</u>に実施 ○<u>都道府県及び市区町村ホームページやローカルラジオを活用</u>した案内の実施 ○制度案内チラシを作成し、<u>町内回覧で回付</u>
公務扶助料等失権者リストの活用	○<u>公務扶助料等失権者リストから既請求者を除外したリストを作成</u>し、手紙、電話又はその両方で制度案内を実施 ○請求意思の表明を容易にするため、未請求者への個別案内送付時に<u>返信はがきを同封</u> ○個別案内の際に、<u>請求書類一式を同封するとともに、記入例や必要な戸籍書類のリストを教示</u> ○<u>対象者の同居親族への個別案内の送付</u>
ポスター、リーフレットの活用	【ポスター】 ○<u>町内会の掲示板や郵便局等の住民の目に触れ易い場所に掲示</u> 【リーフレット】 ○公的機関の窓口や<u>県民の交通量の多い場所に備え置く</u> ○<u>追悼行事の案内状や個別案内に同封</u>
関係団体等との連携	○<u>遺族関係団体の役員会や追悼式などでの案内の実施</u> ○<u>団体役員等による個別の住居訪問の実施</u>
市区町村との連携等	○<u>市区町村からの電話案内による個別指導の実施</u> ○対象者が少数の市区町村では、電話連絡とともに<u>直接住居訪問を実施</u>

第9 援護年金に係る受給権調査等について

1 受給権調査の実施について

受給権調査は、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の利用により実施しているが、確認ができない住基ネット不参加自治体居住者及び外国居住者について、次により実施することとする。

（1）調査の目的

平成24年4月1日時点での援護年金受給者等の現況を確認し、援護年金の支給を適正に行うことを目的とする。

（2）調査の方法

ア 住基ネット不参加自治体居住者については、当該自治体あてに受給者リストを送付し、住民票記載事項証明を依頼する。

イ 外国居住者については、在留証明書（または居住証明書）の提出を求める文書を厚生労働省から受給者あてに直接郵送する（3月下旬発送予定）。

受給者は、4月27日までに在留証明書等を厚生労働省に提出する。

2 「援護年金受給者のしおり」の送付時期について

「援護年金受給者のしおり」については、3月下旬に都道府県あて一括送付するので、管内の市区町村及び戦傷病者・戦没者遺族相談員への配付方お願いします。

なお、受給者に対しては、平成24年度の「支給通知書」を同封の上、5月下旬に送付する予定である。

第10 旧陸海軍関係恩給進達事務等について

1 恩給請求進達事務

旧軍人等からの各種恩給請求については、各都道府県の協力を得て円滑に処理されてきているが、現在もなお年間約300件の請求があり、進達を行っている。

各都道府県は、これらの請求者がいずれも高齢者であることに配慮し、一層のきめ細かな対応と迅速な事務処理をお願いしたい。

2 各種恩給未請求者の請求促進

旧軍人等の中には、恩給受給権を有しているにもかかわらず、請求を行っていない者が少なからずいると考えられる。関係者の高齢化が進んでいることから、各都道府県は、今後とも懇切丁寧な対応に努めるとともに、保管の兵籍、戦時名簿等人事関係資料を精査し、各種恩給権の有無を確認の上、未請求者に対する請求指導を引き続きお願いしたい。

3 援護関係映像資料の保管状況調査の実施

業務課援護情報管理室では、戦後70周年に向けて、援護行政に有益な「映像資料等」について、援護関係人事資料等とともに保存・継承するための検討を行っている。

その一環として、平成20年度から各都道府県及び各都道府県内の図書館・資料館等にある映像資料の保管状況等の実態調査を行っている。平成24年度も引き続き実態調査を実施するほか、平成19年度に実施した援護関係映像資料の保管状況等調査に係るフォローアップ調査も実施したいと考えているので、各都道府県の協力をお願いしたい。

第11 旧令共済組合員に関する履歴証明等について

1 旧令共済組合員に関する履歴証明事務

旧陸軍軍属に関する履歴証明事務のうち、一部を除いては、都道府県の証明であるが、日本年金機構からの依頼は、今年度も1,500件程度が見込まれる。

都道府県が行う証明については、調査資料室保管資料を添付のうえ証明依頼を行うので、証明の可否にかかわらず、依頼を受けてから遅くとも2ヶ月を目途に回答をお願いしたい。

なお、例年行われている援護法等施行事務研修会（「旧令共済組合員期間の履歴証明」）を来年度も実施予定であるが、履歴証明が困難なケースについて、具体的な事例を用いての事例研究を行うので、是非、担当者の出席をお願いしたい。

また、厚生年金保険法に関する履歴証明発行依頼について、申請者及び遺族より都道府県に照会があった場合には、最寄りの年金事務所あて申請するよう指導願いたい。

2 人事関係資料の照会

(1) 陸軍関係

当室に履歴事項について調査を依頼する場合、「陸軍軍歴証明事務関係通知集」（昭和53年3月改刷）71～73頁を参照いただき、対象者の履歴申立書または都道府県保管資料の写しを添付のうえ、依頼願いたい。

(2) 海軍関係

旧海軍人事関係資料について、問い合わせがあった場合には、当室あて直接照会されるよう指導されたい。

第12 旧ソ連抑留者等の資料調査について

1 抑留中「死亡者」の資料調査

旧ソ連抑留中死亡者の資料調査については、平成3年以降、ロシア側より約4万1千人の死亡者名簿等を入手し、日本側資料との照合調査を行い、平成20年度末までに抑留中死亡者約5万3千人のうち、約3万2千人を特定している。

平成21年以降、ロシア国立軍事古文書館から入手した「抑留者登録カード」を活用して調査を進めた結果、新たに2,506人（平成24年1月末現在）を特定している。

特定できた者については、その遺族に資料の記載内容をお知らせしており、各都道府県は、引き続き、当該者の遺族調査等に協力願いたい。

また、これまで提供を受けた資料では特定できない者がいることから、ロシア側に対し更なる資料調査・提供を要請している。今後、新たな資料を入手し調査の結果、特定できた場合にはこれまでと同様、遺族調査等に協力願いたい。

（参考）旧ソ連抑留中死亡者資料の進捗状況（平成24年1月末現在）

日本側資料による旧ソ連抑留中死亡者数	約 53,000人
うち 特定された死亡者	約 35,000人
資料未提供等により未特定の者	約 18,000人

2 抑留「帰還者」の資料

抑留帰還者に関する資料については、ロシア政府より約47万人分、モンゴル政府より約1万人分の個人資料が提供されており、帰還者本人又はその遺族が希望する場合には、当該資料を提供することになっているので、各都道府県に問い合わせがあった場合は、調査資料室あて直接照会するよう案内願いたい。